令和６年度
第５回山都町農業委員会
総　会　議　事　録

令和６年８月９日

令和６年度第５回 山都町農業委員会総会

日　時　　令和６年８月９日（金）午後２時００分開会

場　所　　清和支所（旧議場）

招集者　　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

議事日程　　第１　会議録署名委員の指名　　８番小﨑委員・　９番興梠委員

第２　報告第１１号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
報告第１２号　農地の賃貸借の合意解約について
議案第２１号　農地法第４条による許可申請について　　１件
議案第２２号　農地法第５条による許可申請について　　２件
議案第２３号　令和６年度第５号農用地利用集積計画について
（農用地利用集積計画一括方式による利用権設定）
議案第２４号　農地法第２条第１項による農地に該当するか否かの判断について
議案第２５号　令和６年秋季農作業標準料金及び賃金の設定について

出席委員
【１９名】　山本　勝洋、門岡　和美、佐藤　幸代、後藤　康喜、芹口　昭浩、
飯星　房雄、玉目　秀二、小﨑　芳雄、興梠　辰也、菊池　吉之、
本田　惠藏、山下　照、　高森　正、　下山　久義、松川　陽一、
下田　孝文、木村　幸則、西山　常雄、西田　毅

欠席委員
【　０名】

出席職員
【　４名】　松本文孝、松永康、藤山真悟、下田理佐

欠席職員
【　０名】

事務局長　　皆さん、こんにちは、
　《 前段の挨拶及び報告》
本日の委員出席は、１９名です。
山都町農業委員会会議規則第７条の規定の過半数を超えており、本委員会は成立します。なお、事務局は４名の出席です。

それでは、会議を始めます。開会を 門岡職務代理者にお願いします。

代理　　皆さん、こんにちは、《 前段の挨拶。》
それでは、令和６年度第５回山都町農業委員会の総会を始めます。

事務局長　　続きまして、山本 会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長挨拶　　《 会長より挨拶を述べる 》

事務局長　　これから議事に入ります。会議規則第４条により議事進行を山本会長にお願いします。

会長（以下「議長」）　　それでは、日程第１、会議録署名委員の指名です。
本日は、８番　小﨑委員・　９番　興梠委員 宜しくお願いします。

議長　　日程第２、議案の審議に入ります。
報告第１１号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
下記記載の農地について、農地法第３条の３第１項の規定による届出があったので報告する。

令和６年８月９日提出　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局　　報告第１１号について、議案書の２ページからになります。

今回、相続による届出が５件あっております。
詳細は、議案書のとおりです。

以上、報告いたします。

議長　　はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。
議長　　続きまして、

報告第１２号　農地の賃貸借権の合意解約について
下記記載の農地について、農地の賃貸借権の合意解約があったので報告する。

令和６年８月９日提出　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局　　報告第１２号　農地の賃貸借権の合意解約について説明致します。
議案書の８ページからになります。

今回、賃貸借権の合意解約について５件提出があり、
いずれも農地中間管理事業に係る集積計画及び配分計画の一括解約となります。

解約事由については、議案書にてご確認ください。

以上です。

議長　　はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。

議長　　続きまして、議案第２１号　農地法第４条による許可申請について
下記記載の農地について、農地法第４条第１項の規定に基づき許可申請があったので、許可の決定について承認を求めます。

令和６年８月９日提出　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

それでは、１番の説明をして頂きます。

１番の説明を　１０番　菊池委員お願いします。

菊池委員　転用者は町内で林業及び製材業を営んでいる個人で、所有する・・・の畑・筆・・・・㎡を貯木場に転用していた案件です。

平成３０年に転用後、７年経過しており、農地法の理解の不足により無断転用を行ったため、深く反省する旨の始末書が添付されています。

農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない１０ｈａ未満の農地であり、第２種農地と判断されます。

転用者は事業規模の拡大に伴い、製材前の木材を貯め置く場所が不足しています。申請地は自宅と隣接し、国道沿いで交通アクセスも良好であり、転用者が今後事業を行っていくうえで申請地は貯木場として好ましいことから今回の申請に至りました。

別添の配置計画図をご覧ください。

申請地全域を貯木場とし、大径木、中径木、小径木及び破材置場として、車両通行路を整備した計画になっており妥当と思われます。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については日照、通風等に影響はありません。排水は雨水の自然浸透で地元区長からの同意書もあり、問題はないと思われます。

以上、ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長　はい、１番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

議長　はい、質疑はないようでございます。

議長　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

議長　　続きまして、

議案第２２号　農地法第５条による許可申請について
下記記載の農地について、農地法第５条第１項の規定に基づき許可申請があったので、許可の決定について承認を求める。

令和６年８月９日提出　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

議長　　それでは、１番の説明をして頂きます。

１番の説明を　１６番　下田委員お願いします。

下田委員　　１番の説明をします。
転用者は農業を営んでいる個人で、山都町・・・の畑・・・㎡を農家住宅用地に転用する案件です。

別添の配置計画図もご覧ください。

農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない１０ｈａ未満の農地であり、第２種農地と判断されます。

転用者は同地区内にて家族と共に住んでおります。
近年、結婚により家族が増え、現在の住居が手狭になったことから実家の近くで土地を選定したところ、申請地が最適であり今回、住宅を建てるため申請に至りました。
また、転用者は近隣に農地を有しており通作の利便性から本申請地を選定しています。

総事業面積は畑・・・㎡に宅地・・・㎡を加えた・・・㎡です。
居宅スペースが・・・㎡
進入路部分が・・・㎡
展開スペースが・・・㎡
駐車スペースが・・・㎡
倉庫スペースが・・・㎡

庭部分が・・・㎡
の配置になっており計画は妥当と思われます。

給水については町上水道を利用します。
排水について生活排水は合併浄化槽を設置し、建物以外の部分についても排水路を通じて側溝へ排水を行います。
地区の同意も得ており、問題はないと思われます。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無では、周辺に農地はありますが、日照、通風・耕作等への影響はありません。

以上、ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長　　はい、１番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

議長　　《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

議長　　続きまして、
２番の説明を１４番　下山委員お願いします。

下山委員　　転用案件の説明を致します。

転用者は山都町に居住する飲食業を営む個人で、山都町・・・の畑・・・㎡を駐車場に転用していた案件です。

令和５年８月ごろに転用後、約１年が経過しており、農地法の理解の不足により転用を行ったため、深く反省する旨の始末書が添付されております。

別添の土地利用計画図もご覧ください。

農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない１０ｈａ未満の農地であり、第２種農地と判断されます。

申請地は・・・付近の周囲を道路と宅地及び山林に囲まれた転用者の経営する店舗に隣接した農地です。

また、所有者は相続により本農地を取得し、農業経営は行っていません。
昭和不詳年ごろより不耕作状態で借り手もいなかったため今後農地として管理していくことが困難であり、当該土地の有効活用を求めていたところ、来客用の駐車場を求める転用者と利害が一致し、今回の申請に至りました。

事業内容は敷地全体を砂利で舗装したうえで、飲食業の来客用駐車場とするもので妥当と思われます。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しないため影響はありません。　排水も雨水の自然浸透で区長からの同意書もあり、問題はないと思われます。

以上、ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長　はい、２番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
１３番　高森委員

高森委員　この方は何年か前にも別の案件で一度始末書を出されていると思いますが、始末書を出せば通ると思われていても、いけないのでなはないかと思います。

議長　今回に限らず、転用したあとの申請で始末書を添付してありますとたまにありますが、転用の前には手続きが必要になります。始末書１枚で済むのかと難しいところではあります。

事務局長　高森委員が言われたとおり始末書を出せばいいのかということではいけないと思います。まずは、農地転用の仕組みというのを住民のみなさんに知っていただくというのが必要なのかなと思います。簡単には転用はできないということを、十分ご理解いただくような方策を農業委員会の方でとって周知に努めていかなければいけないと思います。始末書を出せば転用出来るということではありませんので、農業委員の皆さまもことあるごとに住民の方に周知いただければと思います。

議長　　私たちや推進委員さんの仕事はあくまでもこういうことですよね。新たに土地をなにかしようとしているところは、伺ったりするのも私たちの仕事かなと思います。こういった手続きがいりますよと指導もしていただければと思います。

議長　　他に質疑ありませんか。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

議長　　続きまして、
議案第２３号　令和６年度第５号農用地利用集積計画について
（農用地利用集積計画一括方式による利用権設定）
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条に基づき別紙について意見を求めます。

令和６年８月９日提出　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局　　熊本県農業公社を通した農地の貸し借りについての案件です。
今回４件上がっております。

申請番号１です。
山都町・・・の田、・筆、・・・㎡、農地の出し手から農業公社及び受け手に１０年間の賃借権設定の新規案件になります。

申請番号２です。
山都町・・・の田、・筆、・・・㎡、農地の出し手から農業公社及び受け手に１０年間の賃借権設定の新規案件になります。

申請番号３です。
山都町・・・の田、・・・・㎡、農地の出し手から農業公社及び受け手に１０年間の賃借権設定の新規案件になります。

申請番号４です。
山都町・・の田、・筆、・・・・㎡、農地の出し手から農業公社及び受け手に１０年間の賃借権設定の再設定案件になります。

なお、議案書の地番の所に「一時利用地」と記載しております。
長田地区では基盤整備が行われており、工事着手から換地処分までの間、他の土地で耕作を行う形になります。今回、その代替地での賃借権設定となります。

以上です。

議長　　はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第２３号について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）
はい、全員賛成です。

よって、議案第２３号　令和６年度第５号農用地利用集積計画（農用地利用集積計画一括方式による利用権設定）について、令和６年８月９日に許可を決定致します。

議長　　続きまして、
議案第２４号　農地法第２条第１項による農地に該当するか否かの判断について、別紙添付の農地について、農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断を求めます。

令和６年８月９日提出　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局　　農地法第２条第１項による農地に該当するか否かの判断について説明いたします。

総会資料２４ページおよび２５ページをご覧ください。併せて、別添の写真もご覧ください。

今回、非農地であると判断した農地については、田・・筆、畑・筆の計・・筆、・・・・㎡の農地で、農業委員及び推進委員の方に現地確認を行っていただき、農地への復旧困難や復旧しても継続的に利用されないと見込まれる農地について、判断したものになります。

議案第２４号についての説明は以上です。

議長　　はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
議案第２４号の農地について、農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断については、異議なしということで、記載されているとおりであると判断します。

議長　　続きまして
議案第２５号　令和６年秋季農作業標準料金及び賃金の設定について

令和６年秋季農繁期の農作業標準料金及び賃金の設定が必要と思われるので意見を求めます。

令和６年８月９日提出　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは、議案第２５号について説明致します。

秋季の農作業賃金等について、個人間の農作業委託の目安としていただくために設定する必要がありますので、諮らせていただきます。

検討資料をご覧下さい。
一番右の欄に令和６年８月設定の案を載せております。こちらは税抜きの価格です。

昨年度から変更した点は、農作業賃金です。
こちらについては、熊本県の地域別最低労働賃金額を参考としており、表記についても、今まで８時間あたりの金額を設定していましたが、１時間あたりの金額で設定し、９００円としております。
それ以外の設定金額については変更ありません。
補足になりますが、圃場の形状や作業条件などを考慮し金額を増減することも可能といたします。
以上です。

議長　　はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。
１５番　松川委員

松川委員　　数名と話し、この金額では厳しいとなった。燃料費や人件費も高騰している。よければ１４，５００円でどうか？と意見が出ている。

議長　　税抜き価格の１４，５００円でどうかということですか。

松川委員　　はい。

価格高騰もあっているので、コンバインだけでなく一律５００円あげるというのはどうですか。

《一同賛成の声あり》
議長　　それでは、採決に入ります。議案第２５号　令和６年秋季農作業標準料金及び賃金の設定について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）
はい、全員賛成です。
よって、議案第２５号令和６年秋季農作業標準料金及び賃金の設定について、令和６年８月９日に決定致します。

議長　　以上で、議案はすべて終わりました。
進行を事務局にお返しします。

事務局長　　審議が終わりましたので、閉会を佐藤 副会長にお願いいたします。

佐藤副会長　　皆様、大変お疲れさまでした。
報告及び議案につきまして慎重審議頂きありがとうございました。
これをもちまして、令和６年度第５回山都町農業委員会総会を閉会いたします。

山都町農業委員会会長 ……

８番 小﨑 委員 ……

９番 興梠 委員 ……